

令和2年2月28日

令和元年度第11回定例松本市教育委員会

会 議 議 案

松本市教育委員会

令和元年度第11回定例松本市教育委員会付議案件

[議案]

- 第1号 小中学校の臨時休業について
- 第2号 松本市指定文化財の指定について
- 第3号 特別天然記念物白骨温泉の噴湯丘と球状石灰石保存活用計画の策定について

[報告]

- 第1号 松本市学校給食食品等選定委員会委員の委嘱について
- 第2号 学校給食費の不納欠損について
- 第3号 松本市観光施設事業（松本城）経営戦略の策定について
- 第4号 松本市美術館美術資料等選定委員会委員の選任について

[周知事項]

- 1 春の大型連休における教育施設の開館について
- 2 プラネタリウム特別投映の開催について 中止になりました。
- 3 令和2年度松本市美術館の臨時開館日等について

[その他]

議案第 1 号

小中学校の臨時休業について

1 趣旨

国の要請に基づき、下記のとおり小中学校の臨時休業について協議するものです。

2 経過

2. 2. 25 松本保健所管内において新型コロナウイルス感染者が確認される。

26 第2回臨時教育委員会において教育委員会や小中学校の対応について協議

27 国の新型コロナウイルス感染症対策本部において、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校における全国一斉の臨時休業を要請する方針が内閣総理大臣より示される。

28 新型コロナウイルス感染症対策のための小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における一斉臨時休業についての通知を受理

3 臨時休業する期間

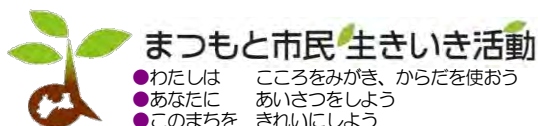
令和2年3月2日（月）から令和2年3月18日（水）まで

4 卒業証書授与式

卒業生と同居の保護者1名のみの参加とし、予定の期日に実施します。式の詳細については各校から保護者にお知らせします。

5 保護者への呼びかけ

感染拡大を防ぐための措置であることをご理解いただき、休業中はなるべく外出を控えるよう周知します。



担当	学校教育課
課長	逸見 和行
電話	33-9847

教育委員会資料
令和2年2月28日
こども部こども育成課

新型コロナウイルスにおける児童館・児童センター・保育園等の対応について

1 趣旨

新型コロナウイルスの感染拡大を防止する対応として、3月2日(月)より小学校等が臨時休校となることを踏まえ、児童館・児童センター・放課後児童クラブ、保育園・幼稚園の対応について報告するものです。

2 開所について

(1) 児童館・児童センター・放課後児童クラブ

ア 長期休業同様に、開所する。(開所時間8:00～19:00)

イ ただし、登録児童のみの利用とし、一般利用は原則行わない。

(2) 保育園・幼稚園

通常どおり開所する。

(3) 保護者へのお願い(共通事項)

祖父母等により家で対応が可能な場合は、できる限り利用は控えていただくようお願いしていく。

3 今後の対応について

原則にこだわらず、臨機応変に対応し、感染者の状況によっては閉館の検討もしてまいります。

担当	こども育成課
課長	青木 直美
電話	34-3261

議案第 2 号

松本市指定文化財の指定について

1 趣旨

令和元年9月17日付教育委員会諮問第4号で松本市文化財審議委員会に諮問し、12月18日に答申のあった下記物件について、松本市文化財保護条例に基づき松本市指定文化財として指定を行うものです。

2 指定する文化財

(1) 名称・区分・所在地

名 称	指定区分	所 在 地
法音寺の百万遍	重要無形民俗文化財	松本市五常落水

(2) 指定理由

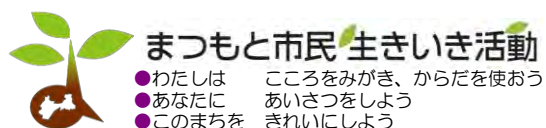
別添物件概要書のとおり

(3) 適用条文

松本市文化財保護条例第3条、同条例施行規則第2条第1項

3 答申書（写）

別紙のとおり



担当	文化財課
課長	大竹 永明
電話	34-3292



令和元年12月18日

松本市教育委員会 様

松本市文化財審議委員会

委員長 山本 雅道



松本市指定文化財の指定について（答申）

令和元年9月17日付け松本市教育委員会諮問第4号で諮問のあった、松本市指定文化財の指定について、審議の結果、下記のとおり指定することが適当な旨、答申します。

記

1 指定することが適当と認める物件

名 称	指定区分	所 在 地
法音寺の百万遍	重要無形民俗文化財	松本市五常落水
城山公園	特別名勝	松本市蟻ヶ崎1219の一部、 1221-2

松本市指定文化財概要書

- 1 指定区分 重要無形民俗文化財
- 2 名 称 法音寺の百万遍
- 3 保存団体 法音寺常会
- 4 内 容

四賀地区五常落水町会の法音寺常会で、彼岸の中日に神送り行事として行われる。

集落（１０戸）の主人方が法音寺公民館に集まり、作り物を製作する。作り物は、ウマ（馬）、人形３体、手綱、大数珠。人形には特に名前がないが、ダイコンのつばをつけた刀が挿される。ワラ人形の形で、手を象って５本の指がはっきりとわかるように細工され、その顔は障子紙を使って墨で眉毛・目・鼻・口が描かれる。ウマの足には木の棒を使う。同じように作られた人形３体のうち１体が馬の背に寄せられる。

作り物が完成すると、中心にウマに乗った侍、前方に手綱を引く侍、後ろにもう１体が行列を組んだように、送り出す側の方向に向けて並べられる。並べるとお清めの意味で人形にお神酒がかけられる。数珠を象った藁縄で人形を囲み、数珠回しとなる。常会長のところに結び目がくるようにセットすると、そこから右回しに３周数珠を回す。唱えるのは「南無阿弥陀仏」である。数珠回しが終わると、部屋の窓から作り物を外に持ち出し、会田川の橋まで持っていくと、橋の上から投げ捨てられ、川へ流される。人形を流すことにより「厄を流す」という意図がある。

5 由 来

『四賀村誌』にも記載がなく起源は不明。無病息災、五穀豊穰を願う行事という。送るのは、以前は子どもの役割で、「流した後振り返ると連れてかれちゃう」と言われ、振り返ってはいけなかった。送った後、公民館で直会となるが、特に用意しなければならない食べ物はない。

6 指定理由及び根拠

(1) 指定基準

ア 種別 風俗慣習

イ 基準 由来、内容等において、この地方の基礎的な生活文化の特色を示す典型的なものとしてこの地方にとって特に重要なもの

(2) 指定理由

市内でワラの作り物のあるコトヨウカ行事と比べ、これまで報道等で注目されず、素朴なまま継続されてきていることから、昔の形をよく残していると推察され、貴重性が高い。

7 その他参考となる資料

「四賀五常井刈町会倉掛常会「倉掛のヒャクマンベ」 四賀五常落水町会法音寺常会「法音寺の百万遍」調査報告」（平成３１年５月）

法音寺百万遍

平成31年3月21日



指を5本作る



完成した作り物



お清め



数珠回し



人形送り



橋から送る

○松本市文化財保護条例（抜粋）

（指定）

第3条 松本市教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、前条の規定による文化財で、特に保存及び活用の必要があると認めるものがあるときは、次に掲げるそれぞれの文化財（以下「指定文化財」という。）として指定することができる。

（中略）

（4） 松本市重要無形民俗文化財（以下「重要無形民俗文化財」という。）

前条第3号に規定する文化財のうち無形のもので重要なもの

○松本市文化財保護条例施行規則（抜粋）

第2条 条例第3条の規定による指定は、別表第1の指定基準によって行うものとする。

別表第1（第2条、第5条関係）

区分	種別	指定（認定）基準
松本市重要無形民俗文化財	1 風俗慣習	<指定基準> 1 風俗習慣のうち、次の各号のいずれかに該当し、この地方にとって特に重要なもの （1） 由来、内容等において、この地方の基礎的な生活文化の特色を示す典型的なもの （後略）
	2 民俗芸能	
	3 民俗技術	

議案第 3 号

特別天然記念物白骨温泉の噴湯丘と球状石灰石保存活用計画の策定について

1 趣旨

特別天然記念物白骨温泉の噴湯丘と球状石灰石保存活用計画（以下「本計画」という。）
（案）に対するパブリックコメント及び市議会教育民生委員協議会での協議結果等を踏
まえ、本計画を策定するものです。

2 経過

- R 元. 10. 2 本計画策定委員会において、本計画（案）が了承
24 教育委員協議会に本計画（案）を協議
11. 6 庁議に本計画（案）を協議
15 国文化審議会が指定範囲の追加を文化庁長官に答申
20 市議会教育民生委員協議会に本計画（案）を協議
26～ パブリックコメント実施（12. 25まで）
2. 2. 4 本計画策定委員会において計画（案）の修正が了承

3 本計画（案）に対する意見

- (1) パブリックコメント
意見なし
(2) 市議会教育民生委員会協議会
意見なし
(3) 文化庁
学術的な事項等について別紙の修正指示あり

4 修正後の本計画（案）

別添のとおり

5 今後の予定

- (1) 今後の庁議及び市議会教育民生委員協議会に本計画策定を報告します。
(2) 法定計画として認定するよう、すみやかに文化庁へ申請します。

担当 文化財課
西部4地区担当課長
白井 邦彦
電話 94 - 2301

特別天然記念物白骨温泉の噴湯丘と球状石灰石保存活用計画（案）への意見と対応

文化庁（令和２年１月６日ほか）			
No.	意見の概要	対応	参照頁
1	本文で説明されているので、施策体系図は不要では。	図を削除しました。	11-12
2	噴湯丘の記述「小さな範囲」に <u>具体的なm²数を記載されたい</u> 。	加筆しました。	31
3	図２－９に図２－８の縮小図を入れるなど、 <u>どの位置のものか地図上で分かるように表示されたい</u> 。拡大図を載せて噴湯丘の頂部や地形などが分かるようにし、また写真２－５の撮影箇所も明示されたい。	図２－９を加筆修正し、図２－１０、１１の拡大図を追加しました。	32-34
4	第２章３(２)「ウ 本特別天然記念物を形作る基盤（オ）石灰華が形作る景勝地」は石灰華が形作る地形とされたい。	修正しました。	56
5	第３章「２ 新たに確認された価値」と「３ 本特別天然記念物の構成要素」をまとめ、「３ 本特別天然記念物に係る諸要素」とし、記述の中で <u>石灰華は文化財の本質的価値でなく、本質的価値の形成基盤であることを明示されたい</u> 。	修正しました。	75
6	「(４) 現状変更等に関する取扱い基準」にある「許可します」「許可しません」を「認められます」「認められません」に修正。また、許可基準の「③ 学術調査・研究、噴湯丘と球状石灰石の保存と活用に資する目的で実施される必要最小限のものであること。」を「学術調査、学術研究のほか、噴湯丘と球状石灰石の保存活用のために行われるもので、いずれも <u>必要最小限の規模</u> であること。」に修正されたい。	修正しました。	81-82 ほか
7	(４)イ「(イ) 球状石灰石」の「松本市教育委員会の立会いの上、必要な保存措置を講じます。」を「 <u>松本市教育委員会に連絡し、必要な保存措置等について協議が必要です。</u> 」に修正されたい。	修正しました。	84
8	(４)「ウ 現状変更等の許可の特例（事後の届出）」の「記載された行為は」を「 <u>記載された行為をその記載された事項の内容に即して行うに当たり</u> 」に修正されたい。	修正しました。	84

9	表4－1に <u>管理団体による球状石灰石確認のための資料採取を追加</u> すればどうか。	加筆しました。	86
10	表4－1の頻度の欄に <u>～回程度と記載</u> されたい。	加筆しました。	86-87
11	<u>重小屋原と小梨平地区を結ぶ散策路の活用について追記</u> されたい。	第6章「2 活用のための整備方針」に追記しました。	93

令和元年度第2回保存活用計画策定委員会（令和2年2月4日）			
No.	意見の概要	対応	参照頁
1	第3章「3 本特別天然記念物が抱える課題」の「遊歩道は、使用頻度が低く」は、 <u>事実と異なるので表現を変えて欲しい。</u>	「重小屋原と小梨平をつなぐ遊歩道は、一部笹藪に覆われたり、落石防護柵により通行しづらい」と修正しました。	77
2	図6－1小梨平の <u>保存地区（A地区）の色分けが矢印で見えなくなっている。</u>	図を修正しました。	95
3	図7－1運営体制の保存活用協議会に係行政機関として、 <u>林野庁中信森林管理署や長野県地域振興局を入れた方がよい。</u>	協議会設置にあたって検討します。	96

報告第 1 号

松本市学校給食食品等選定委員会委員の委嘱について

1 趣旨

学校給食費の公会計化に伴い新たに設置する松本市学校給食食品等選定委員会において、松本市学校給食食品等選定委員会設置要綱に基づき委員を委嘱することについて報告するものです。

2 委員名簿

裏面のとおり

3 任期

令和2年3月1日から令和3年2月28日まで

4 根拠法令(抜粋)

(1) 松本市学校給食食品等選定委員会設置要綱

(所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 学校給食食品の研究及び調達に関すること。
- (2) 学校給食食品の納入業者の選定及び指導に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める事項

(組織)

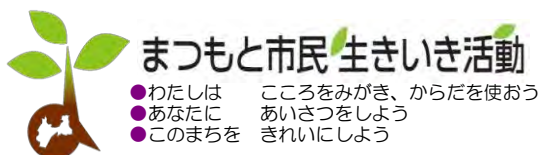
第3条 委員会は、委員11人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

- (1) 学校長
- (2) P T A関係者
- (3) 松本保健所関係者
- (4) 学校給食課長
- (5) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から1年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。



担当	学校給食課
課長	清澤 秀幸
電話	8 6 - 1 1 3 0

松本市学校給食食品等選定委員会委員名簿

	区 分	氏 名	役 職 名	備考
1	学 校 長	キフネ カズミ 木船 一実	本郷小学校長	
2	P T A関係	ウチダ シノブ 内田 志乃寿	鎌田中学校 P T A 副会長	
3	松本保健所関係者	サトウ カヨ 佐藤 佳世	松本保健所健康づくり支援課管理栄養士	
4	学校給食課長	キヨサワ ヒデユキ 清澤 秀幸	学校給食課長	委員長
5	教育委員会が必要と認める者	カドノ ヒロユキ 門野 博之	西部学校給食センター長	
6	〃	ミサワ ナオカズ 三沢 伸和	東部学校給食センター長	
7	〃	オギウエ ユウコ 荻上 裕子	西部学校給食センター栄養教諭	
8	〃	ヤマダ キョウコ 山田 恭子	東部学校給食センター栄養教諭	
9	〃	アカハネ セイコ 赤羽 晶子	西部学校給食センター係長（調理員）	
10	〃	ミセ ヤスコ 三瀬 康子	東部学校給食センター係長（調理員）	

報告第 2 号

学校給食費の不納欠損について

1 趣旨

令和元年度第3回学校給食センター運営委員会（令和2年1月28日開催）において承認された、過年度分の学校給食費を債権放棄し、不納欠損することについて報告するものです。

2 理由等

経済的理由で給食費の支払いが困難な家庭には、就学援助制度の適用、児童手当からの納入等の措置を講じていることから滞納は減少しており、収納率は99.9%と高い数値で推移していますが、毎年100万円を超える滞納がある現状です。

滞納者には、学校と連携して粘り強く納入を依頼しているところですが、今後も徴収が見込めないものについて、松本市債権管理条例第14条第1号及び6号に準じて、債権放棄し、不納欠損するものです。

3 不納欠損額

295,192円（内訳等 別紙のとおり）

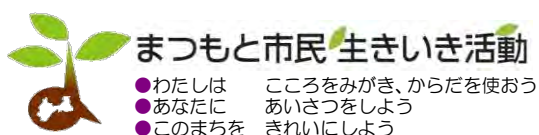
4 不納欠損期日

令和2年3月31日

5 その他

該当の学校に周知するとともに、財源及び保護者負担の公平性の確保のため、引続き滞納の解消に努めます。

担当 学校給食課
課長 清澤 秀幸
86-1130



●わたしは ころをみがき、からだを使おう
●あなたに あいさつをしよう
●このまちを きれいにしよう



「学都松本」

令和元年度 学校給食費不納欠損内訳表

1 年度別

年 度	件 数	金 額
平成18年度	2件	104,000円
平成20年度	1件	7,880円
平成21年度	1件	31,178円
平成22年度	1件	14,130円
平成25年度	1件	24,372円
平成25年度	1件	37,072円
平成26年度	1件	13,800円
平成27年度	1件	62,760円
合 計	9件	295,192円

2 事由別（松本市債権管理条例第14条）

事 由	件 数	金 額
1号（生活困窮）	1件	37,072円
2号（破産、免責）		
3号（強制執行等を行うが無資力）		
4号（徴収停止後も無資力）		
5号（死亡、行方不明等）		
6号（時効期間の満了）	8件	258,120円
合 計	9件	295,192円

教育委員会資料
2. 2. 28
松本城管理事務所

報告第 3 号

松本市観光施設事業（松本城）経営戦略の策定について

1 趣旨

松本市観光施設事業（松本城）経営戦略（案）についてパブリックコメント等を実施しましたのでその結果及び経営戦略の策定について報告するものです。

2 経過

- 元. 1 1. 2 1 教育委員協議会で経営戦略（案）について協議
- 2 5 庁議で経営戦略（案）について協議
- 1 2. 1 3 市議会教育民生委員協議会で経営戦略（案）について協議
- 1 4 パブリックコメントを開始（2. 1. 1 4まで）
- 2. 2. 7 庁議でパブリックコメント等の結果及び経営戦略の策定について報告
- 2 8 市議会教育民生委員協議会でパブリックコメント等の結果及び経営戦略の策定について報告

3 経営戦略（案）に対する意見とその対応

別紙のとおり

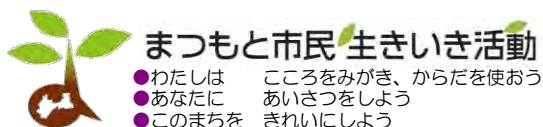
4 松本市観光施設事業（松本城）経営戦略

別冊のとおり

5 今後の進め方

- (1) 経営戦略に示した経営の基本方針及び投資・財政計画（収支計画）に基づき、事業運営を行います。
- (2) 毎年度、経営戦略と実績の比較を行い、3年から5年を目安に適切な事後検証を行います。
- (3) 投資・財政計画（収支計画）と実績に大幅な乖離が生じた場合には、随時見直しを行います。
- (4) 天守耐震対策工事が具体化した際には、工事費及び工事期間中の収益的収支についてあらためて検討し、見直しを行います。

担当
松本城管理事務所
所長 手島 学（TEL 32-2902）



松本市観光施設事業(松本城)経営戦略(案)に対する意見と対応

1 パブリックコメント

(1) 募集期間

令和元年12月14日(土)から令和2年1月14日(火)まで

(2) 閲覧場所

松本市公式ホームページ、松本城管理事務所、松本市行政情報コーナー

(3) 実施結果

意見なし

2 松本市教育委員協議会

(1) 開催日

令和元年11月21日(木)

(2) 意見

反映する意見 1件

「長年活動されている松本城案内グループ、アルプス善意通訳協会(A L S A)について記述した方がよいのではないか」

(3) 対応

P 6 3経営の基本方針等 (1)経営の基本方針 ウを「四季を通じて松本城に親しんでもらうための行事を開催するとともに、松本城の観光案内等にご協力いただいているボランティア団体等とも連携し、松本の顔としてのホスピタリティ向上に努めます。」に変更。

3 市議会教育民生委員協議会

(1) 開催日

令和元年12月13日(金)

(2) 意見

その他の意見 1件

「松本城としてキャッシュレス化について記載した方がよいのではないか」

(3) 対応

キャッシュレス化については、松本市全体で考えていくことであり、今後庁内の検討委員会などで検討。

別 冊

松本市観光施設事業（松本城） 経営戦略

令和2年2月

松本市教育委員会松本城管理事務所

目 次

ページ

1	経営戦略の策定に当たって（経営戦略の策定の趣旨）	・・・	1
2	事業の概要	・・・	2
	(1) 事業の現況		
	ア 沿革等		
	イ 施設の概要		
	ウ 観覧料の形態		
	エ 組織		
	(2) 経営分析		
	ア 観覧者数と観覧料収入の推移		
	イ 過去5年間の経営状況		
3	経営の基本方針等	・・・	6
	(1) 経営の基本方針		
	(2) 事業の意義、提供するサービス自体の必要性		
	(3) 公営企業として実施する必要性		
4	投資・財政計画（収支計画）	・・・	7
	(1) 投資・財政計画（収支計画）の策定に当たっての説明		
	ア 投資・財政計画（収支計画）のポイント		
	イ 収支計画のうち投資についての説明		
	ウ 収支計画のうち財源についての説明		
	エ 収支計画のうち投資以外の経費についての説明		
	(2) 投資・財政計画（収支計画）に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要		
5	経営戦略の事後検証、更新等に関する事項	・・・	8

1 経営戦略の策定に当たって（経営戦略の策定の趣旨）

松本城は松本市民の宝であり、毎年多くの観光客が訪れる観光施設でもあります。

将来にわたって松本城を保存、活用をしていくためには、観光施設事業としての側面から経営を検討することが必要となります。

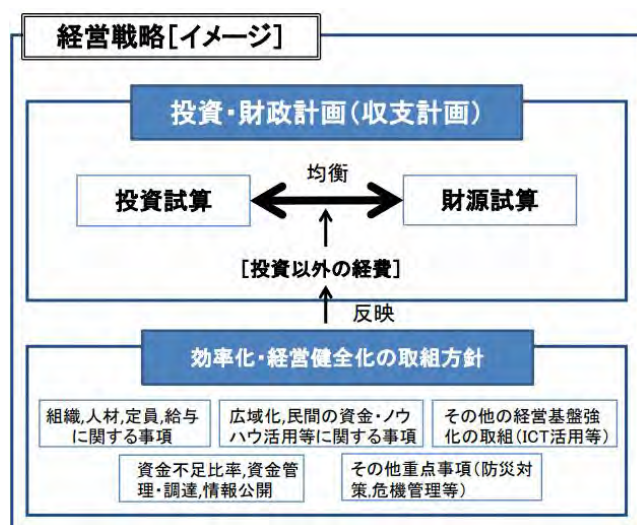
観光施設事業は、地方財政法施行令（昭和23年政令第267号）第46条第11号に規定する観光を目的とする施設の設置・運営事業をいい、国民宿舎等の「休養宿泊施設事業」、「索道事業」及び温泉施設等の「その他観光施設事業」があります。

観光施設事業を新たに実施する際には、法人格を別にして事業を実施するなど、地方公共団体に与える財政負担リスクを限定することが求められています。また、既存の施設については、地域資源を生かした地域振興、雇用確保や地理的・社会的条件などにより民間事業者による事業が期待できない等の理由から公営で実施されているものの、必ずしも住民生活に必要な不可欠なサービスとは言えない場合も考えられることから、施設そのものの必要性及び公営企業で運営することの適否について十分に検討することが必要です。

このような状況を踏まえ、地方公営企業として存続させる場合には、将来にわたって安定的に事業を継続していくための中長期的な基本計画である「経営戦略」を策定し、計画的な経営を行っていくことが重要です。経営戦略の中心となる「投資・財政計画」は、施設・設備に関する投資の見通しを試算した「投資試算」と料金収入や地方債などの財源の見通しを試算した「財源試算」を構成要素とし、投資以外の経費も含めた上で、収入と支出が均衡するようにする必要があります。

なお、「経営戦略」の策定については、「経済・財政再生計画」（経済財政運営と改革の基本方針2015（平成27年6月30日閣議決定）第3章をいう。）に基づき、全ての公営企業について令和2年度までの策定が求められています。

そのため、松本市観光施設事業（松本城）では令和2年度から令和11年度を対象期間とする経営戦略を策定しました。



出典：「公営企業の経営に当たっての留意事項について」

（平成26年8月29日付 総務省自治財政局公営企業課長等通知）の概要

2 事業の概要

(1) 事業の現況

「松本市観光施設事業（松本城）」は、史跡松本城及び国宝松本城天守の保存、公開、活用、整備を対象とする事業です。

松本市は国宝及び史跡の管理団体として、文化財の適切な保存活用を図る責務を負っていることを踏まえ、「直営」による事業運営を行っています。

ア 沿革等

松本城天守は今から420年近く前、石川数正・康長父子によって築城され、小笠原、戸田、松平、堀田、水野、戸田（再）の6家23代の城主を経て明治維新に至りました。明治4年の廃藩後、天守を除く主要建造物が破却され、墨堀の大部分を失い、天守も売却されましたが、有志の努力によって買い戻され国の所有になって残りました。

明治36年から大正2年にかけて天守の大修理が行われ、さらに昭和25年から昭和30年には国の直轄事業として天守の解体復元が行われました。その後の整備は、昭和35年に黒門（一の門）の復興再建、昭和60年には6年の歳月を経て二の丸御殿跡の平面復元を行い、史跡公園として整備をしました。

平成元年11月に黒門櫓形二の門（高麗門）と袖堀を復元し、さらに平成2年から太鼓門櫓形の復元に着手し、平成11年3月に完成しました。平成18年からは西総堀土塁の整備に着手し、平成22年3月に竣工しました。また、平成24年度以降継続して南・西外堀の史跡松本城への追加指定に取り組み、平成29年度に事業用地のうち民有地部分の史跡追加指定が完了しました。

松本城は、観光資源として国内外から注目される施設であり、年間約90万人を超える観光客を受け入れています。

松本城公園になっている二の丸は、市民や観光客の憩いの場として、また、中心市街地に賑わいをもたらす各種行事の開催場所として活用されています。

イ 施設の概要

松本城は、五重六階の天守が現存する日本を代表する近世城郭です。

本丸に天守と御殿（享保年間に焼失しその後再建されなかった）を構え、それを内堀が囲み、その外に二の丸を配して御殿、倉庫群等を置き、外堀で囲んでいます。外堀の周囲が三の丸で、その周囲を総堀が囲んでいます。

天守は5棟から成り、天守・乾小天守・渡櫓は文禄2年から3年（1593年から1594年）に、月見櫓・辰巳附櫓は寛永年中（1630年代）に築造されたと考えられ5棟全てが国宝に指定されています。また、本丸・二の丸・内堀・外堀の一部・総堀の一部が史跡に指定されています。外堀のうち水堀として現存しているのは北・東外堀と南外堀の東側です。総堀は大半が埋め立てられており、現存するのは東総堀の北側のみです。

国宝及び史跡の指定状況（規模等）は、次のとおりです。

区分	指定年月日	名称及び規模	摘要			所有者
国 宝	(国宝保存法) 昭和 11. 4. 20	天 守 5 重 6 階本瓦葺木造	高さ	床面積	延床面積	国
		乾小天守 3 重 4 階本瓦葺木造	29. 4m	267. 1 m ²	1, 050. 5 m ²	
	(文化財保護法) 昭和 27. 3. 29	渡 櫓 2 重 2 階(一部地階)	16. 8m	74. 7 m ²	199. 2 m ²	
		本瓦葺木造	12. 0m	39. 6 m ²	79. 2 m ²	
		辰巳附櫓 2 重 2 階本瓦葺木造	14. 7m	28. 9 m ²	57. 8 m ²	
		月 見 櫓 1 重 1 階(一部地階)	11. 1m	35. 5 m ²	71. 1 m ²	
		本瓦葺木造		(合計)	(合計)	
				445. 8 m ²	1, 457. 8 m ²	
史 跡	(史跡名勝天然紀念物保存法) 昭和 5. 11. 19	本 丸 跡 地 園地	面 積	18, 307. 00 m ²	国	長野県他
		二の丸跡地 園地 (含松本城公園)		30, 038. 18 m ²		
	(文化財保護法) 昭和 25. 8. 29	堀 跡 地 内堀、外堀		26, 923. 58 m ²		松本市他
	追加	堀 跡 地 総堀		8, 307. 56 m ²		松本市他
	昭和 45. 1. 17	西総堀土塁跡地		679. 48 m ²		松本市
	平成 19. 2. 6	堀 跡 地 南・西外堀		9, 419. 80 m ²		松本市他
	平成 25. 3. 27		計	93, 675. 60 m ²		
	平成 26. 3. 18					
	平成 27. 3. 10					
	平成 28. 3. 1					
	平成 29. 10. 13					

ウ 観覧料の形態

史跡指定範囲のうち、本丸内は有料公開を行っています。

観覧料は、令和 2 年 1 月に改定を実施し料金体系は、次のとおりです。

		大 人	小 人
個 人		700 円 (410 円)	300 円 (200 円)
団 体	20～99 名	630 円 (370 円)	270 円 (180 円)
	100 名～299 名	560 円 (320 円)	240 円 (160 円)
	300 名以上	490 円 (280 円)	210 円 (140 円)

※ () 内は、改定前の観覧料 (令和元年 1 2 月まで)

エ 組織

松本市教育委員会松本城管理事務所が史跡及び都市公園の日常的な維持管理（清掃、き損箇所の点検・修繕等）、史跡の保存、公開活用、整備業務を所管しています。松本城管理事務所には、管理担当及び城郭整備担当の2担当を置いています。

令和元年度からは城郭整備担当課長を置き、職員数は下記のとおりです。

所 長：1名（正規職員）

担当課長：1名（正規職員）

管理担当：正規職員6名、嘱託職員7名

城郭整備担当：正規職員3名、嘱託職員3名（研究専門員）

(2) 経営分析

ア 観覧者数と観覧料収入の推移（平成26年度～平成30年度）（単位：人、千円）

		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
観 覧 者 数	有料（日本人）	625,213	704,615	704,064	638,041	612,471
	有料（外国人）	85,828	93,874	106,874	114,793	130,598
	有 料 計	711,041	798,489	810,938	752,834	743,069
	無 料	181,921	150,941	179,423	159,753	155,424
	観覧者数 合計	892,962	949,430	990,361	912,587	898,493
観覧料収入		269,872	304,018	308,427	286,082	284,002

平成30年度の観覧者数実績は898,493人（うち有料観覧者数743,069人）です。

有料観覧者の近年の動向として、外国人観光客の増加傾向が顕著となっています。平成30年度は130,598人に上り、有料観覧者総数の約17.5パーセントを占めています。

有料観覧者数の変動には、国内外の景気動向、為替相場など経済的な要因の他、テレビドラマや歴史ブームなどの社会的要因、松本市や長野県のイベント・観光施策や伝統行事（善光寺御開帳、諏訪御柱祭等）の開催の状況、また、ガイドブック等での紹介、インターネット上の国内外の観光地案内サイトのランキング、観光客等がインターネットで発信した情報なども大きな要因となっているものと考えられます。

平成30年度の観覧料収入実績は、2億8,400万円です。

観覧料収入は入場者数の増減に比例します。観覧料収入の歳入全体に占める割合は、概ね4割です。

イ 過去5年間の経営状況（平成26年度～平成30年度）

（ア）過去5年間の決算数値

（単位：千円）

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
1. 収益的収支					
（1）総収益 （B）+（C）（A）	493,298	540,478	546,980	519,890	525,153
ア. 営業収益（B）	453,306	506,020	517,214	490,365	494,292
イ. 営業外収益（C）	39,992	34,458	29,766	29,525	30,861
（2）総費用 （E）+（F）（D）	401,106	413,453	424,393	469,188	486,532
ア. 営業費用（E）	395,701	405,665	389,754	447,955	477,651
イ. 営業外費用（F）	5,405	7,788	34,639	21,233	8,881
（3）収支差引 （A）-（D）（G）	92,192	127,025	122,587	50,702	38,621
2. 資本的収支					
（1）資本的収入（H）	117,715	34,665	62,362	130,180	46,458
（2）資本的支出（I）	124,680	46,647	67,242	139,052	40,929
（3）収支差引 （H）-（I）（J）	△6,965	△11,982	△4,880	△8,872	5,529
3. 収支再差引 （G）+（J）（K）	85,227	115,043	115,707	41,830	44,150

収益的収支は毎年度黒字を計上しており、安定的に経営できているものと考えられます。特に平成27年度及び28年度は、昨今のお城ブームやNHK大河ドラマ「真田丸」の放映等の要因もあり、観覧料収入が他の年度よりも多かったため、収益的収支も1億円を超えています。

資本的収支は松本城施設整備基金繰入金収入と建設改良費及び一般会計への繰出金との差額となっており、繰越事業のあった平成30年度を除き毎年度マイナスとなっていますが、収益的収支のプラスで十分に賄える範囲となっています。

（イ）過去5年間の経営指標及び算定式

指標	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
収益的収支比率	123.0%	130.7%	128.9%	110.8%	107.9%
経費回収率	113.0%	122.4%	121.9%	104.5%	101.6%

指標	算定式
収益的収支比率	総収益÷（総費用+地方債償還金）×100
経費回収率	（料金収入+その他営業収益）÷（営業費用+営業外費用+地方債償還金）×100

収益的収支比率及び経費回収率ともに毎年度100パーセントを上回っており、安定した経営が行われてきたことがわかります。

3 経営の基本方針等

(1) 経営の基本方針

国宝松本城天守及び史跡松本城の保存・整備と活用を着実に推進するため、財源の確保や事業体制の整備を図りながら健全な経営に努めます。

本事業の基本方針は下記に示すとおりです。

ア 松本市のシンボルであり、市民共有の宝である松本城を後世に確実に守り伝えていくため、日常的な維持管理及び計画的な修理を確実に実施します。

また、南・西外堀復元事業を始めとした松本城の歴史的遺構の復元整備とこれに合わせた史跡・公園の環境整備を進め、松本城の歴史的な景観の維持向上を図ります。

イ 松本城を身近な憩いの場や学びの場として活用することにより、歴史的、文化的価値を市民や観光客に広く周知します。

ウ 四季を通じて松本城に親しんでもらうための行事を開催するとともに、松本城の観光案内等にご協力いただいているボランティア団体とも連携し、松本の顔としてのホスピタリティの向上に努めます。

エ 地震などの災害時における来場者の安全確保のため、天守耐震工事などを着実に推進します。

(2) 事業の意義、提供するサービス自体の必要性

ア 松本城は、明治以来市民の思いによって大切に守られてきた文化遺産です。松本市のシンボルであり、市民の心のよりどころでもある松本城を後世に確実に守り伝え、城下町の歴史や魅力を生かしたまちづくりを進めることが求められています。

イ 松本城は、松本市の重要な観光資源の一つであり大勢の観光客が訪れる施設（場所）となっています。そのため、外国人観光客を含めたホスピタリティの更なる向上や、地震などの災害時の安全確保対策を着実に進めることが求められています。

(3) 公営企業として実施する必要性

文化財保護法により、松本市は史跡松本城の管理団体に指定されており、文化財の適切な保存活用を図る責務を負っています。

史跡松本城の保存・活用・整備を進める上で、市民や観光客と行政の接点があることは重要であり、今後も「公営企業による経営」を維持していきます。

4 投資・財政計画（収支計画） ※詳細な数値は別表1及び別表2のとおり

(1) 投資・財政計画（収支計画）の策定に当たっての説明

ア 投資・財政計画（収支計画）のポイント

(ア) 収益的収支

令和2年1月に観覧料の改定を予定しており、料金収入は令和元年度の2億8,900万円程度から順次増加し、令和4年度以降は4億4,800万円程度まで増加する見込みです。このため、令和2年度の収益的収支は8,500万円程度ですが、令和3年度以降の収益的収支は1億6,700万円～1億8,700万円程度で推移し、経営戦略の対象期間の最終年度には1億8,600万円程度になる見込みです。

(イ) 資本的収支

建設改良費の財源として松本城施設整備基金や国庫補助金等を充当しますが、資本的収支は毎年度マイナスになります。資本的収支のマイナスは収益的収支の黒字で賄います。

イ 収支計画のうち投資についての説明

松本城の歴史的価値の保存及び耐震化により観覧者の安全確保を図るため、南・西外堀復元事業や国宝松本城天守耐震対策事業、石垣修理事業等の事業費を見込んでいますが、天守の耐震対策工事費については、工事手法等について工事期間中の収入減などを含めた検討が必要になりますので未反映としています。

ウ 収支計画のうち財源についての説明

(ア) 料金収入

ここ数年伸びを見せていた有料観覧者数は、2ページの2事業の概要(2)経営分析で示したとおり減少に転じており、国内観光全体の動向からも、当面、観覧者数の大幅な増加は見込めない状況です。観覧者数の維持を図る上でも、観覧者の満足度を高める取組みをより一層進めるとともに、SNS（ソーシャル・ネットワークキング・サービス）の活用など広報活動等を積極的に行います。また、観覧料収入の安定を図るため、令和2年1月に観覧料を改定します。

料金収入には観覧料収入のほか、売店収入や駐車場収入などがあり、観覧者数の推計に過去の単価の平均等を乗じて算定しています。

(イ) 地方債

計画期間中に建設改良費の支出がありますが、松本市観光施設事業（松本城）では起債しないため、地方債収入は見込んでいません。

(ウ) 繰入金

営業費用の一部を一般会計から繰入れることを取り決めているため、該当する金額を計上しています。

エ 収支計画のうち投資以外の経費についての説明

最小の費用で最大のサービスを提供することにより公共の福祉の増進に資する地方公営企業の本旨に立ち返り、更なる経費節減を図ります。計画期間における投資以外の経費は次のとおりです。

(ア) 職員給与費

観覧者へのサービスのより一層の充実を図るなどを目的に、平成30年度に職員数を増加し、令和元年度からは城郭整備担当課長を配置しました。経営戦略の対象期間中は令和元年度の人員体制を前提に職員給与費を試算しています。

(イ) その他の営業費用

過去の実績等から経営戦略の対象期間中も引き続き必要となるものを見込んでいます。

(ウ) 支払利息

地方債残高がなく、また、経営戦略の対象期間中も起債をしないため、支払利息は見込んでいません。

(2) 投資・財政計画（収支計画）に未反映の取組みや今後検討予定の取組みの概要

ア 資本的支出に当たる松本城の整備に係る各事業の経費は、直近の実施計画に基づく概算金額で見込んでいます。

ただし、天守耐震対策事業については、工事費用が工事手法により変動すること及び工事期間中の収益的収支（営業収入の減少、維持管理費の見直し等）について検討が必要なことから、現段階では収入支出とも未反映となっています。

各事業の実現に向けては、中長期にわたる十分な調査研究のもと進められるものであり、その過程において、財源確保を始めとする経営上の方向性についても検討が必要になるものと考えられます。

イ 経営の健全化を維持するため、史跡及び国宝の適切な保存・活用を図ることを前提とした上で、今後必要に応じ、各種業務の委託の見直しや指定管理者制度の導入等について調査検討を行います。

5 経営戦略の事後検証及び更新等に関する事項

毎年度、経営戦略と実績の比較を行い、3～5年を目途に適切な事後検証を行うほか、投資・財政計画と実績に大幅な乖離が生じた場合には、必要に応じ見直しを行います。

また、そのほかに経営に影響を及ぼす法令等の改正や、社会情勢、企業情勢の変化など、事業を取り巻く状況に変化がある場合にはその都度更新を行い、より効率的な投資・財政計画となるよう見直しを進めます。

なお、天守耐震対策工事が具体化した際には、工事費及び工事期間中の収益的収支（営業収入の減少、維持管理費の見直し等）についてあらためて検討し、経営戦略の見直しが必要となります。

経営戦略期間（令和2年度～令和11年度）における収益的収支及び資本的収支

(単位:円, %)														
年 度 区 分		前々年度 (決 算)	前年度 (決 算) 〔決 算 込〕	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	
収 益 的 収 入	収 益 的 収 入	1 総 収 益 (A)	525,153,145	558,000,000	614,099,624	696,894,832	713,189,916	712,797,056	712,485,986	712,200,647	711,911,516	711,609,894	711,299,298	710,975,504
		(1) 営 業 収 益 (B)	494,291,960	524,780,000	580,937,227	663,854,059	680,319,880	679,998,849	679,667,940	679,327,945	678,977,315	678,615,669	678,244,470	677,860,524
		ア 料 金 収 入	284,235,270	289,050,000	348,672,698	432,134,829	448,912,195	448,912,195	448,911,805	448,912,195	448,912,195	448,911,805	448,912,486	448,911,805
		イ 受 託 工 事 収 益 (C)												
		ウ そ の 他	210,056,690	235,730,000	232,264,529	231,719,230	231,407,685	231,086,654	230,756,135	230,415,750	230,065,120	229,703,864	229,331,984	228,948,719
		(2) 営 業 外 収 益	30,861,185	33,220,000	33,162,397	33,040,773	32,870,036	32,798,207	32,818,046	32,872,702	32,934,201	32,994,225	33,054,828	33,114,980
		ア 他 会 計 繰 入 金	29,513,498	31,870,000	31,870,000	31,870,000	31,870,000	31,870,000	31,870,000	31,870,000	31,870,000	31,870,000	31,870,000	31,870,001
		イ そ の 他	1,347,687	1,350,000	1,292,397	1,170,773	1,000,036	928,207	948,046	1,002,702	1,064,201	1,124,225	1,184,828	1,244,979
	収 益 的 支 出	2 総 費 用 (D)	486,531,510	528,177,900	528,495,265	527,136,266	533,746,153	545,281,921	525,262,294	525,259,401	525,199,509	525,194,649	525,132,887	525,126,000
		(1) 営 業 費 用	477,651,210	514,090,000	516,214,271	516,242,287	522,325,382	526,733,028	502,571,530	502,599,546	502,571,530	502,599,546	502,571,530	502,599,548
		ア 職 員 給 与 費	114,945,408	116,810,000	116,810,000	116,810,000	116,810,000	116,810,000	116,810,000	116,810,000	116,810,000	116,810,000	116,810,000	116,810,000
		うち 退 職 手 当												
		イ そ の 他	362,705,802	397,280,000	399,404,271	399,432,287	405,515,382	409,923,028	385,761,530	385,789,546	385,761,530	385,789,546	385,761,530	385,789,548
		(2) 営 業 外 費 用	8,880,300	14,087,900	12,280,994	10,893,979	11,420,771	18,548,893	22,690,764	22,659,855	22,627,979	22,595,103	22,561,357	22,526,452
		ア 支 払 利 息												
		うち 一 時 借 入 金 利 息												
	うち 資 本 費 平 準 化 償 分													
	イ そ の 他	8,880,300	14,087,900	12,280,994	10,893,979	11,420,771	18,548,893	22,690,764	22,659,855	22,627,979	22,595,103	22,561,357	22,526,452	
	3 収 支 差 引 (A)-(D) (E)		38,621,635	29,822,100	85,604,359	169,758,566	179,443,763	167,515,135	187,223,692	186,941,246	186,712,007	186,415,245	186,166,411	185,849,504
資 本 的 収 入	資 本 的 収 入	1 資 本 的 収 入 (F)	46,458,388	72,278,000	121,844,000	255,700,000	235,300,000	128,120,000	88,000,000	81,000,000	81,000,000	81,000,000	81,000,000	81,000,000
		(1) 地 方 債												
		うち 資 本 費 平 準 化 債												
		(2) 他 会 計 補 助 金												
		(3) 他 会 計 借 入 金												
		(4) 固 定 資 産 売 却 代 金												
		(5) 国 (都 道 府 県) 補 助 金	64,000	15,698,000	66,294,000	49,240,000	47,380,000	63,210,000	63,500,000	63,500,000	63,500,000	63,500,000	63,500,000	63,500,000
		(6) 工 事 負 担 金												
	(7) そ の 他	46,394,388	56,580,000	55,550,000	206,460,000	187,920,000	64,910,000	24,500,000	17,500,000	17,500,000	17,500,000	17,500,000	17,500,000	
	資 本 的 支 出	2 資 本 的 支 出 (G)	40,929,128	80,873,600	179,600,000	311,630,000	289,790,000	179,790,000	139,670,000	132,670,000	132,670,000	132,670,000	132,670,000	132,670,000
		(1) 建 設 改 良 費	17,259,009	62,423,600	137,860,000	218,980,000	221,680,000	154,400,000	132,670,000	132,670,000	132,670,000	132,670,000	132,670,000	132,670,000
		うち 職 員 給 与 費												
		(2) 地 方 債 償 還 金 (H)												
		うち 資 本 費 平 準 化 債 償 還 金												
		(3) 他 会 計 長 期 借 入 金 返 還 金												
		(4) 他 会 計 へ の 繰 出 金	23,670,119	18,450,000	41,740,000	92,650,000	68,110,000	25,390,000	7,000,000					
		(5) そ の 他												
	3 収 支 差 引 (F)-(G) (I)		5,529,260	△ 8,595,600	△ 57,756,000	△ 55,930,000	△ 54,490,000	△ 51,670,000	△ 51,670,000	△ 51,670,000	△ 51,670,000	△ 51,670,000	△ 51,670,000	△ 51,670,000
	収 支 再 差 引 (E)+(I) (J)		44,150,895	21,226,500	27,848,359	113,828,566	124,953,763	115,845,135	135,553,692	135,271,246	135,042,007	134,745,245	134,496,411	134,179,504

経営戦略期間（令和2年度～令和11年度）における各種指標、繰入金及び基金

区 分 \ 年 度	前々年度 (決 算)	前年度 〔決 算〕 〔見 込〕	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
積 立 金 (K)	34,243,388	35,656,154	31,917,024	29,761,068	71,624,080	98,217,092	107,050,952	121,356,979	128,375,611	131,768,833	133,317,643	133,967,177
前年度からの繰越金 (L)	65,791,401	75,698,908	61,269,254	57,200,589	141,268,088	194,597,771	212,225,813	240,728,553	254,642,820	261,309,216	264,285,628	265,464,397
前年度繰上充用金 (M)												
形 式 収 支 (J)-(K)+(L)-(M) (N)	75,698,908	61,269,254	57,200,589	141,268,088	194,597,771	212,225,813	240,728,553	254,642,820	261,309,216	264,285,628	265,464,397	265,676,724
翌年度へ繰り越すべき財源 (O)	7,066,600											
実 質 収 支 黒 字 (P)	68,632,308	61,269,254	57,200,589	141,268,088	194,597,771	212,225,813	240,728,553	254,642,820	261,309,216	264,285,628	265,464,397	265,676,724
(N)-(O) 赤 字 (Q)												
赤 字 比 率 ($\frac{(Q)}{(B)-(C)} \times 100$)												
収益的収支比率 ($\frac{(A)}{(D)+(H)} \times 100$)	107.9%	105.6%	116.2%	132.2%	133.6%	130.7%	135.6%	135.6%	135.6%	135.5%	135.5%	135.4%
地方財政法施行令第16条第1項により算定した 資 金 の 不 足 額 (R)												
営 業 収 益 一 受 託 工 事 収 益 (B)-(C) (S)	494,291,960	524,780,000	580,937,227	663,854,059	680,319,880	679,998,849	679,667,940	679,327,945	678,977,315	678,615,669	678,244,470	677,860,524
地 方 財 政 法 に よ る 資 金 不 足 の 比 率 ((R)/(S) × 100)												
健全化法施行令第16条により算定した 資 金 の 不 足 額 (T)												
健全化法施行規則第6条に規定する 解 消 可 能 資 金 不 足 額 (U)												
健全化法施行令第17条により算定した 事 業 の 規 模 (V)												
健全化法第22条により算定した 資 金 不 足 比 率 ((T)/(V) × 100)												
他 会 計 借 入 金 残 高 (W)												
地 方 債 残 高 (X)												
○他会計繰入金 (単位:円)												
区 分 \ 年 度	前々年度 (決 算)	前年度 〔決 算〕 〔見 込〕	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
収 益 的 収 支 分	29,513,498	31,870,000	31,870,000	31,870,000	31,870,000	31,870,000	31,870,000	31,870,000	31,870,000	31,870,000	31,870,000	31,870,001
うち基準内繰入金												
うち基準外繰入金	29,513,498	31,870,000	31,870,000	31,870,000	31,870,000	31,870,000	31,870,000	31,870,000	31,870,000	31,870,000	31,870,000	31,870,001
資 本 的 収 支 分												
うち基準内繰入金												
うち基準外繰入金												
合 計	29,513,498	31,870,000	31,870,000	31,870,000	31,870,000	31,870,000	31,870,000	31,870,000	31,870,000	31,870,000	31,870,000	31,870,001
○松本城施設整備基金 (単位:円)												
区 分 \ 年 度	前々年度 (決 算)	前年度 〔決 算〕 〔見 込〕	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
基金積立	34,243,388	35,656,154	31,917,024	29,761,068	71,624,080	98,217,092	107,050,952	121,356,979	128,375,611	131,768,833	133,317,643	133,967,177
基金取崩	45,183,088	56,580,000	55,550,000	206,460,000	187,920,000	64,910,000	24,500,000	17,500,000	17,500,000	17,500,000	17,500,000	17,500,000
基金残高	1,106,299,401	1,085,375,555	1,061,742,579	885,043,646	768,747,727	802,054,819	884,605,771	988,462,750	1,099,338,361	1,213,607,194	1,329,424,837	1,445,892,014

教育委員会資料
2. 2. 28
美 術 館

報告第 4 号

松本市美術館美術資料等選定委員会委員の選任について

1 趣旨

松本市美術館美術資料等選定委員会（以下「委員会」という。）委員の欠員にともない、新たに選任した委員について報告するものです。

2 選任の経過

- (1) 令和元年6月3日に欠員（死去）が生じたため、松本市美術館美術資料等収集要綱第3条により、新たな委員を選任しました。
- (2) 選任については、近現代美術分野に関する専門的識見を有する学識経験者を選任しました。

3 委員の任期

委嘱の日から令和2年6月28日まで

4 委員会委員名簿

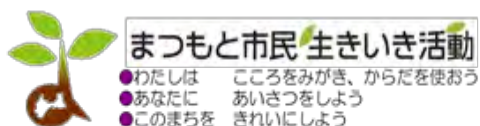
裏面のとおり

5 第1回資料選定委員会について

- (1) 日時 令和2年3月3日
- (2) 場所 松本市美術館 会議室
- (3) 内容 美術資料等選定審議

中止になりました。

担当	美術館
副館長	小口 一夫
電話	39-7400



松本市美術館美術資料等選定委員会委員名簿

		氏 名	役 職	分 野	住 所
1		鍵岡 正謹	岡山県立美術館顧問	日本近代美術	東京都
	令和元年 6月3日 逝去	本江 邦夫	多摩美術大学美術学部教授 美術評論家	近現代美術	東京都
2	新任	松本 透	長野県信濃美術館館長	近現代美術	長野県
3		浅井 京子	早稲田大学會津八一記念 博物館特任教授	近世日本美術	東京都
4		原田 光	美術評論家	戦前～戦後 日本美術	神奈川県
5		島 敦彦	金沢21世紀美術館館長	近現代美術	石川県
6		滝沢 正幸	上田市立博物館館長	郷土美術	長野県

- ・第1期：平成9年7月2日～平成11年7月1日
- ・第2期：平成11年7月2日～平成13年7月1日
- ・第3期：平成13年9月1日～平成15年8月31日
- ・第4期：平成15年12月22日～平成17年12月21日
- ・第5期：平成18年2月28日～平成20年2月27日
- ・第6期：平成20年7月8日～平成22年7月7日
- ・第7期：平成22年11月23日～平成24年11月22日
- ・第8期：平成25年3月16日～平成27年3月15日
- ・第9期：平成27年11月6日～平成29年11月5日
- ・第10期：平成30年6月29日～令和2年6月28日

周知事項 1

春の大型連休における教育施設の開館について

1 趣旨

春の大型連休【4月25日(土)～5月6日(水)】における教育施設の開館について周知するものです。

2 開館日程

裏面のとおり

3 開館時間

国宝松本城及び市立博物館は、該当期間中、開館時間を次のとおり延長します。

8:00から18:00まで(入場は17:30まで)

※松本城管理条例による公開時間 8:30から17:00まで

※松本市立博物館条例による開館時間 8:30から17:00まで

4 周知方法

広報まつもと4月号及び市公式ホームページに掲載

担当	教育政策課
課長	小林 伸一
電話	33-3980



まつもと市民生きいき活動

◎わたしは ころをみがき、からだを使おう
◎あなたに あいさつをしよう
◎このまちを きれいにしよう



「学都松本」

春の大型連休における教育施設の開館一覧（○…開館日、×…休館日）

施 設 名			4 月						5 月					
			25	26	27	28	29	30	1	2	3	4	5	6
			土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水
国宝松本城		32-2902	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
博物館	市立博物館	32-0133	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	国宝旧開智学校 校舎・旧司祭館	32-5725	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	松本民芸館、旧山辺学校 校舎、考古博物館、はかり 資料館、旧制高等学校 記念館、窪田空穂記念館、 馬場家住宅、歴史の里、 時計博物館、山と自然博 物館、四賀化石館		○	○	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	安曇資料館	94-2134	×	×	×	×	◎	◎	◎	○	○	○	○	○
	高橋家住宅	33-1818	○	○	×	×	○	×	◎	○	○	○	○	○
美術館	美術館 梓川アカデミア館		○	○	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○
教育文化センター 科学展示室・プラネタリウム		32-7600	○	○	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○
中央公民館（Mウイング）		32-1132	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
池上百竹亭		32-0141	○	○	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○
あがたの森文化会館		32-1812	○	○	×	○	×	○	○	○	○	×	×	×
図書館	中央図書館	32-0099	○	○	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	南部図書館	26-1083	○	○	○	×	×	○	○	○	○	×	×	×
	あがたの森図書館、鎌田 図書館、寿台図書館 本郷図書館、中山文庫 島内図書館、空港図書館、 梓川図書館		○	○	×	○	×	○	○	○	○	×	×	×
	波田図書館	92-7503	○	○	×	○	○	×	○	○	○	×	○	○

◎は、条例上の休館日ですが、臨時開館します。

中止になりました。

周知事項 2

プラネタリウム特別投映の開催について

1 趣旨

プラネタリウム特別投映を実施することについて周知するものです。

2 実施概要

(1) 震災特別番組 3.11 特別投映「星よりも、遠くへ」

- ア 内容 仙台市天文台が制作した、プラネタリウム版ドキュメンタリー作品「星よりも、遠くへ」を投映します。
- イ 日時 令和2年3月7日（土）、8日（日）
13時から13時45分まで
- ウ 観覧料 無料
- エ 定員 各回先着90名
- オ その他 12時20分から整理券を配布します。

(2) 爆笑！星兄のプラネタリウムショー

- ア 内容 笑いを交えた星座解説が話題となり、全国各地のプラネタリウム出張講演等で絶大なる支持を受けた「星兄（ほしにい）」によるプラネタリウムショーです。
- イ 日時 令和2年3月22日（日）
第1回：11時15分から正午まで
第2回：13時15分から6時まで
- ウ 観覧料 高校生以上：520円、中学生以下：無料
- エ 定員 各回90名（事前申し込みが必要です）
- オ 募集期間 2月21日（金）から3月6日（金）まで
- カ 募集方法 郵送・FAX・インターネット（応募多数の場合は抽選）
- キ その他 会場内の混雑を予防するため、座席は指定させていただきます。

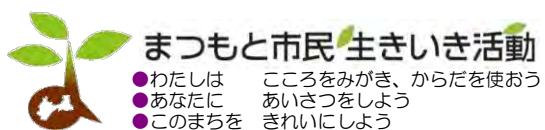
(3) プラネタリウムで JAZZ Live

- ア 内容 春の星空解説と素敵なジャズのライブ演奏を楽しむ企画です。
- イ 日時 令和2年3月29日（日）
第1回：14時から14時45分まで
第2回：15時15分から16時まで
- ウ 観覧料 高校生以上：520円、中学生以下：無料
- エ 定員 各回90名

オ その他 1 回目は先着順、2 回目は 1 回目が定員に達した場合のみ整理券を配布します。

3 周知方法

- (1) 広報まつもとへの掲載
- (2) 松本市公式ホームページへの掲載
- (3) 報道機関への周知



担当

教育政策課 課長 小林 伸一

電話 3 3 - 3 9 8 0

教育文化センター 所長 加藤 政彦

電話 3 2 - 7 6 0 0

教育委員会資料
2. 2. 28
美術館

周知事項 3

令和2年度松本市美術館の臨時開館日等について

1 趣旨

令和2年度の臨時開館日等について周知するものです。

2 条例上の休館日

- (1) 月曜日（月曜日が祝日の場合は休日にあたらぬ最初の日）
- (2) 12月29日から翌年の1月3日

3 臨時開館日

条例上の休館日のうち、次の日を開館日とします。

- (1) 5月7日（木）
- (2) 8月3日（月）、11日（火）、17日（月）、24日（月）
- (3) 11月2日（月）、24日（火）
- (4) 年始の1月3日（日）

4 休館日（令和2年4月～令和3年3月）

月	日（※は月曜日以外）	休館日数	開館日数
4	6, 13, 20, 27	4	26
5	11, 18, 25	3	28
6	1, 8, 15, 22, 29	5	25
7	6, 13, 20, 27	4	27
8	31	1	30
9	7, 14, ※23, 28	4	26
10	5, 12, 19, 26	4	27
11	9, 16, 30	3	27
12	7, 14, 21, 28, ※29, ※30, ※31	7	24
1	※1, ※2, 4, ※12, 18, 25	6	25
2	1, 8, 15, 22	4	24
3	1, 8, 15, 22, 29	5	26

令和2年度計 50日 315日

担当 美術館
副館長 小口 一夫
電話 39-7400

